○北陸地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千百九十五号富山高岡広域都市計画道路事業三・五・百十三号二口北野線

三　事業施行期間　自平成八年十二月六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第百五十一号八尾都市計画道路事業三・五・八号高熊井田線及び三・四・四号八尾駅上井田新線

三　事業施行期間　自平成十二年一月二十七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年北陸地方整備局告示第九十一号長岡都市計画道路事業三・四・二百四十二号腰巻根岸線他一線

三　事業施行期間　自平成十八年五月三十日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊野市飛鳥町小阪字畑田四六番一から同市飛鳥町小阪字畑田七六番一まで	前	一九・〇〇～二四・〇〇メートル	〇・一七〇キロメートル	
	後	一四・〇〇～二二・〇〇メートル	〇・一七〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡県駿東郡小山町須走字矢弾山四八九番二六から同町須走字瀧ノ澤三三一番七まで	前　BA	一一・五〇～一一・一〇〇メートル	四四・五〇〇～四四〇・〇〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　BA	一一・五〇～一一・一〇〇メートル	四四・五〇〇～四四〇・〇〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	静岡県駿東郡小山町須走字御登口一二四番七から同町須走字御登口一二四番二一まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	松阪市上川町字中野前一二六八番六から同市上川町字丸尾六一四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第四百九十四号大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし